

令和2年第11回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年11月25日(水)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄 午後2時18分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	欠
3	八木秀雄	欠		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	欠		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		野口秀明	欠
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 大野芳春
 次長 清水周二
 書記 青木智史
 書記 久田和之

発言者	内容
事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和2年第11回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、八木秀雄委員、新井一弘委員、坂本和彦委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和2年第11回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、議案第83号から議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第85号から議案第86号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第87号から議案第92号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第93号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第6、議案第94号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、中嶋安男委員と内田平三委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第83号から議案第84号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第83号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第83号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である○○さんは現在、御家族とともに、露地野菜の栽培を中心に行っております。</p> <p>第8回寄居町農業委員会総会の議案第58号で御審議をいただきました位置指定道路敷地への転用の土地との交換で取得したいということで、申請地におきましては、譲受人である○○さんが所有している隣接地と一体の耕作により、白菜の栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されており、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>

発言者	内容
議長	この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。 柴崎委員。
柴崎推進委員	この件につきまして、現地調査と聞き取りをしてまいりました。この件については、令和2年第8回の農業委員会総会で御審議いただきました両申請人の転用の案件と関連をする議案となっており、交換の申請が出た模様です。よろしく御審議をお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第83号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第83号は原案のとおり決定いたします。
事務局	次に、議案第84号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第84号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人である〇〇さんは現在、御家族を中心に、ケヤキ、サクラといった植木の栽培を中心に行っております。北側の隣接地とともに、申請地において、モミジの栽培を行いたいということから、今回の申請に至ったとのことです。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題ないものと考えます。
議長	説明は、以上でございます。 この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。
關谷推進委員	關谷委員。 22日に、新井委員、小淵委員と一緒に、現地確認及び面談をいたしました。現地は、譲渡人である〇〇さんの自宅からかなり離れておりまして、管理が大変だということで、同級生でもある譲受人の〇〇さんに相談したところ、話がまとまったとのことです。事務局の説明のとおり、譲受人である〇〇さんは、大規模に植木の生産、販売を行っており、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第84号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第84号は原案のとおり決定いたします。
事務局	続きまして、日程第3、議案第85号から議案第86号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第85号について、事務局の説明を求めます。 議案書の2ページを御覧ください。 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農

発言者	内容
事務局	<p>地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 85 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>所有者は高齢になり、農業を行うことが困難になったため、この後御審議いただきます議案第 91 号とあわせて、農地を別の方法で利活用しようと思い、また、隣接地の薬局などから駐車場を必要としている話があつたため、今回の申請に至つたとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>吉田委員。</p>
吉田推進委員	<p>19 日に、坂本委員と 2 人で、現地確認に行ってきました。隣接する薬屋さんの駐車場が狭いということで、前々から仮の駐車場として借りていたそうですけれども、元に戻して、許可の後、貸すということになっているそうです。問題はないと思いますので、御審議のほど、お願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 85 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 85 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 86 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 86 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は、転用しないまま一部を駐車場敷地として利用していたので、正式に許可を取るため、今回の申請に至つたとのことです。</p>
野澤委員	<p>なお、こちらの申請には、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 4 条第 6 項第 2 号の非代替性、第 3 号の信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>野澤委員。</p> <p>この件につきまして、先週の土曜日に、小和瀬委員と一緒に、現地確認を行いました。御主人は留守でしたが、奥様に話が聞けました。隣接地に墓地があり、非常に使い勝手の悪いところではありますが、駐車場として使うということでありまして、今回の申請が出たようです。問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

発言者	内 容
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 86 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 86 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	続きまして、日程第 4、議案第 87 号から議案第 92 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 87 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 87 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 駅に徒歩圏内であり、病院、役場等が近く、住宅地であることから日常生活に便利なため、住宅の需要が見込めることから、宅地分譲を行うため、今回の申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
柴崎委員	柴崎委員。 21 日に、坂本委員さんと見てまいりました。周辺は、宅地化が進んでおります。この畑は、野菜が作られており、きれいになっておりました。問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長	他に御意見はございますか。
議長	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
議長	議案第 87 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 87 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 88 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 88 号につきまして、御説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 太陽光発電で継続的な収益を見込み、新規事業として事業拡大を図るため申請に至ったと

発言者	内 容
	<p>のことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1) の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
坂本推進委員	<p>坂本委員。</p> <p>21日に、柴崎委員と一緒に、現地を確認してまいりました。現在は、少し耕作をしているという状況です。周りも遊休農地が少しありますが、特に影響はないと思われます。問題ないと思いますので、よろしく御審議のほど、お願いいいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
	<p>議案88号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第88号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
	<p>次に、議案第89号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第89号につきまして、御説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人である〇〇さんは現在、アパート住まいですが、子どもの成長にともない手狭になりました。また、夫婦の実家に寄居町が中間地点だったことから、今回の申請に至ったとのことです。</p>
	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
柴崎推進委員	<p>柴崎委員。</p> <p>19日の午前中、現地調査と譲渡人である〇〇さんと対面して、お話を伺ってきました。今回の申請につきましては、周辺の土地も譲渡人である〇〇さんが所有をしており、農地の管理がなかなか大変で、できれば土地全体を売却したいというお話ですが、今回は、譲受人である〇〇さんと話が付いて、〇〇-〇を譲り渡すということで、申請に至ったとのことです。この十数年来、この農地は、耕作がされておりません。周りに影響を与えることないので、御審議のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>

発言者	内容
議長	<p>議案第 89 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 89 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 90 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 90 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲受人である〇〇さんは現在、アパート住まいですが、手狭になり、住宅建築を考えたところ、祖父の土地があるのでそこはどうかと話があり、周辺も住環境が整っていることから、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎推進委員	<p>この土地につきまして、現地調査をしてまいりましたが、本人とは面会できなかつたため、土地について、説明いたします。以前より、耕作がなされない土地であります。周辺も、北側の農地を除いて、宅地化されております。周辺の農地への悪影響はないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 90 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 90 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 91 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 91 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>駅や小中学校から近く、子育てを行うには大変利便性に優れており、住宅の需要が見込めることから建売住宅販売を行うため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、こちらにつきましては、町の条例に基づく開発協議が許可の要件となっております。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>吉田委員。</p>

発言者	内容
吉田推進委員	<p>先ほど 4 条申請もありましたが、その申請人が譲渡人のお一人となっております。現地は、全体として耕作していないような状況で、地番を見てもわかるように、非常に複雑で、小さな土地のため、利用価値が低かったと思われます。こういった話があり、面積的にも、もう一人の譲渡人の同意も得られたため、売却になったそうです。支障はないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 91 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 91 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に、議案第 92 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 92 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>現在の事業所を対象地の北側の自宅敷地内に設置しておりましたが、業務の拡大とテレワークにも対応可能な設備環境を整え、業務の効率化を図るため事業所の新設を考え、現在の場所から近い場所ということで、譲受人の代表個人の所有地が適していたため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、こちらの対象地につきましては、道路へ出るための敷地として許可を取らずに道路、また、現在取り壟されておりますが、宅地として使用していたため、始末書が添付されております。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
内田委員	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>内田委員。</p> <p>21 日の土曜日に、石澤委員と私で、現地確認をしてまいりました。事務局から説明がありましたとおり、譲受人である○○さんは、測量会社を経営されている方で、長くやられている方であります。本人とは面会できなかつたですが、しっかりとした方で、間違いないと思いますので、よろしく御審議のほど、お願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 92 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 92 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>

発言者	内容
事務局	<p>続きまして、日程第5、議案第93号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第93号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の5ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第3条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第93号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下3人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下6人です。</p> <p>合計18筆で、16,150平方メートル、全て畑となります。</p> <p>なお、御決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第93号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第93号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第94号、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任についてですが、野口秀明委員が対象となっておりますが、本日は欠席のため、このまま議事を進行いたします。</p> <p>それでは、議案第94号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページを御覧ください。</p> <p>それでは、議案第94号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>農地利用最適化推進委員の野口秀明委員から農業委員会長あてに委員の辞任願いが提出されました。推進委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第23条に規定されておりまして、参考までに議案の下のところに掲載させていただきましたが、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる、ということになっております。このたびの辞任の理由は、一身上の都合となっておりますが、具体的には健康上の理由ということで、これは、正当な事由に該当します。議案は、この辞任にあたり、農業委員会の同意を求めるものでございます。</p>

発言者	内容
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、何か御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 94 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。</p> <p>(全員举手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 94 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>ただいま、農地利用最適化推進委員の辞任について、同意をいただきましたので、推進委員に 1 名欠員が生じました。よって、追加議案として、農地利用最適化推進委員の欠員の推薦・募集についてを上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、本日の日程に、日程第 7、議案第 95 号を加え、寄居町農業委員会の農地利用最適化推進委員の欠員の推薦・募集についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 95 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 95 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>推進委員に欠員が生じた場合の、欠員補充については法律の規定はなく、欠員を補充するかどうかは委員会の判断ということになっております。今回の欠員は、前任者の残任期間が 1 年以上ありますことから、現在の委員さんの負担等を考慮し、欠員を補充した方がよろしいかと考えております。</p> <p>推薦・募集要項の案について説明いたします。業務概要については、推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農の支援等の活動を行います。また、毎月の農業委員会総会に出席していただきます。任期は、前任者の残任期間ということで、委嘱日から令和 4 年 3 月 31 日まで。推薦・募集の区域等については、区域が男衾地区で、属する地域は、大字富田、赤浜、牟礼、今市、鷹巣、西古里となります。応募資格については、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方であること。募集期間は、令和 3 年 1 月 12 日から 2 月 12 日までといたしまして、周知については、広報より 1 月号及び寄居町のホームページに掲載し、お知らせしてまいります。</p> <p>なお、2 月の総会において、推進委員の委嘱について御審議いただき、委員を決定していただくという予定となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明によりますと、欠員補充に関する法律の規定はなく、欠員を補充するかどうかは委員会の判断によるとのことですですが、まだ、任期も 1 年以上残っていることから、速やかに補充することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員の中から、「異議なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、欠員を補充することといたします。推薦・募集要項等について、御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 95 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。</p>

発言者	内容
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 95 号は原案のとおり決定いたします。 以上で全ての議案審議が終了いたしました。
委員さんから、何かございますか。	
議長	(委員からなしの声) 事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から 2 点、御連絡をいたします。 1 点目でございます。次回の総会ですが、12 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。繰り返します。12 月 25 日金曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。 2 点目でございます。先月御連絡いたしました農業者年金加入推進特別研修会を、この総会後に開催させていただきます。当初、約 80 分間の DVD を視聴する予定でございましたが、埼玉県農業会議の方にお越しいただけることになりましたので、約 10 分間の DVD を視聴した後、約 40 分間の埼玉県農業会議の方による説明という形式で行えたらと考えております。総会後のお疲れのところ、大変恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。 以上でございます。
議長	それでは他に無いようですので、令和 2 年第 11 回総会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。
事務局長	(起立・礼・着席の発声)

発言者	内容
	署名委員の決定について議長指名により
	中嶋安男委員 内田平三委員
	以上2名を選任する
	上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。
	令和2年11月25日
議長	室 囲 重 雄
委員	中 嶋 安 男
委員	内 田 平 三